

10 労働時間

(1) 1日の所定労働時間

常用労働者（正社員）7時間43分、パートタイム労働者5時間50分

常用労働者（正社員）の1日の所定労働時間は、平均7時間43分（前年7時間55分）となっている。1日8時間としている事業所は全体の54.8%である。（図9）

パートタイム労働者の1日の所定労働時間は、平均5時間50分（同5時間46分）となっている。（図10）

図9 1日の所定労働時間
常用労働者（正社員）
(N=480・事業所割合)

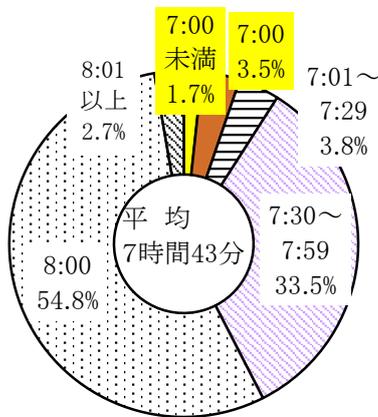
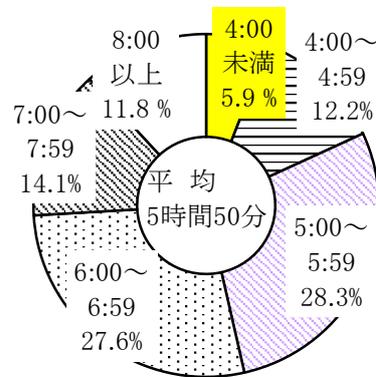


図10 1日の所定労働時間
パートタイム労働者
(N=304・事業所割合)



(2) 1週の所定労働時間

常用労働者（正社員）38時間59分、パートタイム労働者26時間51分

常用労働者（正社員）の1週の所定労働時間は、平均38時間59分（前年39時間02分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の57.5%である。（図11）

また、パートタイム労働者の1週の所定労働時間は、平均26時間51分（同26時間43分）となっている。（図12）

図11 1週の所定労働時間
 常用労働者(正社員)
 (N=473・事業所割合)

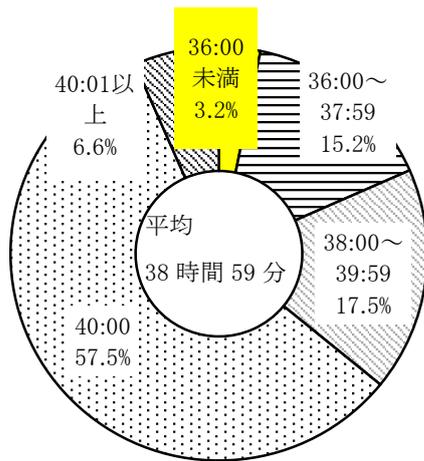
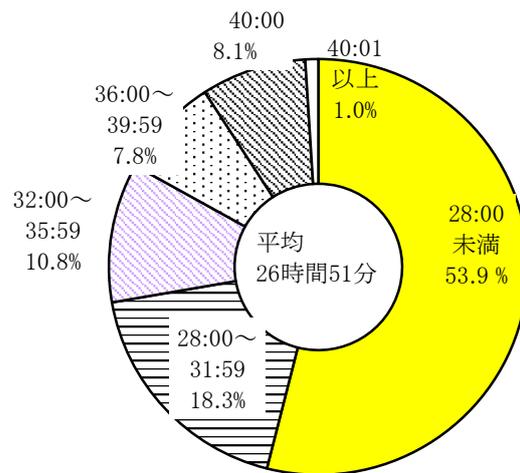


図12 1週の所定労働時間
 パートタイム労働者
 (N=295・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

常用労働者（正社員） 16時間09分、パートタイム労働者 9時間07分

常用労働者（正社員）の1か月の所定外労働時間の平均は、16時間09分（前年16時間08分）となっている。（図13）

パートタイム労働者の1か月の所定外労働時間は、平均9時間07分（同8時間56分）となっている。（図14）

図13 1か月の所定外労働時間
 常用労働者（正社員）
 (N=399・事業所割合)

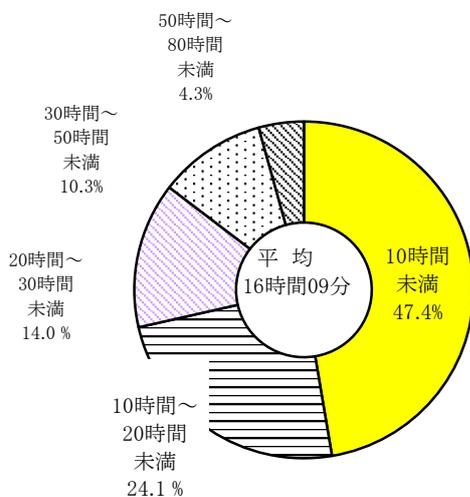
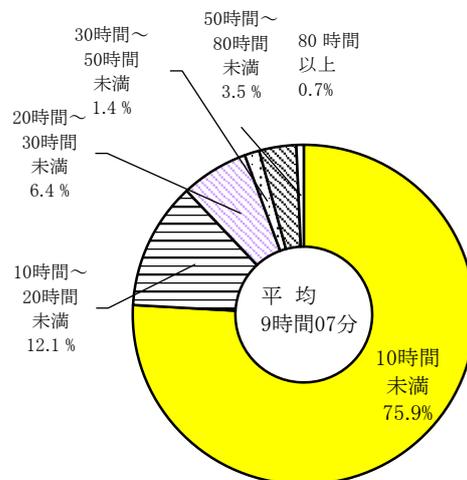


図14 1か月の所定外労働時間
 (パートタイム労働者)
 (N=141・事業所割合)



1.1 変形労働時間制

1年単位の変形労働時間制 46.4%、1週間単位の変形労働時間制 1.6%

変形労働時間制等について調査したところ、「1年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の46.4%（前年43.0%）、「1か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は42.1%（同47.3%）、「フレックスタイム制」を実施している事業所は11.2%（同15.1%）、「1週間単位の変形労働時間制」を実施している事業所は1.6%（同2.7%）であった。

「建設業」「製造業」では、「1年単位の変形労働時間制」を採用している割合が高く、「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」では、「1か月単位の変形労働時間制」を、「学術研究、専門・技術サービス業」では「フレックスタイム制」を採用する事業所の割合が高い。（表1.1）

表1.1 変形労働時間制の実施状況（N=506・複数回答）

（単位：%）

		1年単位の 変形労働時間制	1か月単位の 変形労働時間制	1週間単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	裁量労働制	事業場外労働のみなし 労働時間制
全 体		46.4	42.1	1.6	11.2	2.2	6.2
産 業 分 類	建設業	80.9	17.0	4.3	2.1	0.0	4.3
	製造業	70.6	20.6	0.0	2.9	0.0	8.8
	情報通信業	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	58.6	31.0	0.0	17.2	3.4	6.9
	卸売業、小売業	32.4	44.1	2.9	17.6	2.9	10.3
	金融業、保険業	0.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
	学術研究、専門・技術サービス業	42.9	14.3	0.0	57.1	14.3	14.3
	宿泊業、飲食サービス業	33.3	72.2	5.6	0.0	5.6	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	60.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	61.9	28.6	0.0	0.0	9.5	0.0
医療、福祉	20.4	72.2	0.0	5.6	0.0	3.7	
サービス業	32.1	53.6	0.0	17.9	0.0	7.1	
規 模 分 類	10～29人	71.6	34.1	2.3	4.5	0.0	4.5
	30～99人	50.0	43.8	2.5	3.8	2.5	2.5
	100～299人	39.0	44.1	0.0	10.2	3.4	5.1
	300人以上	24.5	46.8	1.1	24.5	3.2	11.7

1 2 週休制度

完全週休2日制 54.4%、完全週休2日制より多い 6.4%

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制」を実施している事業所の割合は54.4%(前年53.8%)となっており、「完全週休2日制より多い」が6.4%(同5.9%)となっている。

産業別では、「情報通信業」「金融業、保険業」は「完全週休2日制」が100%の導入率となっている。

企業規模別では、300人以上で「完全週休2日制」の導入率が最も高く、10~29人で最も低くなっている。(表12)

表12 週休制の実施形態 (N=501・事業所割合)

(単位%)

		採用なし	採用あり						完全週休2日制より多い	その他
			採用あり	週休1日制	週休1日半制	週休2日制		完全		
						月1~3回	完全			
全	体	8.6	91.4	3.5	1.5	54.4	30.0	6.4	4.2	
産 業 分 類	建設業	0.6	14.0	10.0	5.7	42.9	40.0	0.0	1.4	
	製造業	0.8	10.2	3.9	2.0	39.2	49.0	3.9	2.0	
	情報通信業	0.0	0.6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	運輸業、郵便業	0.8	7.0	2.9	0.0	37.1	51.4	5.7	2.9	
	卸売業、小売業	2.2	17.2	1.2	0.0	65.1	25.6	3.5	4.7	
	金融業、保険業	0.0	3.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	不動産業、物品賃貸業	0.0	1.2	0.0	0.0	83.3	16.7	0.0	0.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	0.0	4.2	0.0	5.0	70.0	10.0	5.0	10.0	
	宿泊業、飲食サービス業	0.8	4.4	4.5	0.0	40.9	45.5	0.0	9.1	
	生活関連サービス業、娯楽業	0.6	1.2	0.0	0.0	50.0	16.7	16.7	16.7	
	教育、学習支援業	0.2	5.0	8.0	0.0	72.0	8.0	8.0	4.0	
	医療、福祉	1.8	15.6	2.6	1.3	45.5	24.7	19.5	6.5	
サービス業	0.8	7.6	0.0	0.0	65.8	23.7	7.9	2.6		
規 模 分 類	10~29人	2.6	28.3	4.9	3.5	38.0	45.8	5.6	2.1	
	30~99人	2.6	21.0	5.7	1.9	43.8	37.1	6.7	4.8	
	100~299人	1.2	17.0	1.2	0.0	61.9	20.2	8.3	8.3	
	300人以上	2.2	25.1	1.6	0.0	76.8	12.8	5.6	3.2	

1 3 年次有給休暇制度

年次有給休暇の平均取得日数（率）は11.3日（39.4%）

令和4年度（1年間）の常用労働者（正社員）の年次有給休暇の平均取得日数は、11.3日（前年10.0日）で、平均取得率は、39.4%（同35.6%）となっている。

取得率では、「生活関連サービス業、娯楽業」が49.6%（同28.4%）と最も高く、次いで「製造業」が47.2%（同37.7%）となっている。

パートタイム労働者の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は18.9日（前年19.6日）、9.8日（同9.3日）、52.1%（同47.5%）となっている。（表13）

表13 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N=470、パートタイム労働者N=275）

（単位：日、%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
全 体		28.6	11.3	39.4	18.9	9.8	52.1
産 業 分 類	建設業	32.7	12.0	36.6	15.5	7.6	49.1
	製造業	25.4	12.0	47.2	16.8	10.0	59.5
	情報通信業	32.7	12.7	38.8	30.0	6.0	20.0
	運輸業、郵便業	24.0	10.3	42.8	16.0	7.5	46.7
	卸売業、小売業	29.2	10.0	34.3	21.9	10.4	47.5
	金融業、保険業	34.3	12.8	37.4	27.0	9.0	33.3
	不動産業、物品賃貸業	23.5	8.8	37.6	22.5	9.5	42.2
	学術研究、専門・技術サービス業	27.2	12.3	45.1	19.3	11.4	59.0
	宿泊業、飲食サービス業	27.2	7.6	28.0	17.8	6.8	38.2
	生活関連サービス業、娯楽業	25.6	12.7	49.6	16.7	11.7	70.1
	教育、学習支援業	27.6	11.5	41.6	14.9	7.3	48.9
	医療、福祉	28.9	11.8	40.9	19.4	11.1	57.1
サービス業	28.4	12.0	42.3	19.3	11.5	59.3	
規 模 分 類	10～29人	24.0	10.1	41.8	15.8	8.4	52.9
	30～99人	31.8	12.2	38.4	17.9	9.6	53.6
	100～299人	29.7	11.1	37.5	21.7	11.2	51.4
	300人以上	30.2	11.9	39.5	20.6	10.5	50.8

1.4 多様な休暇制度

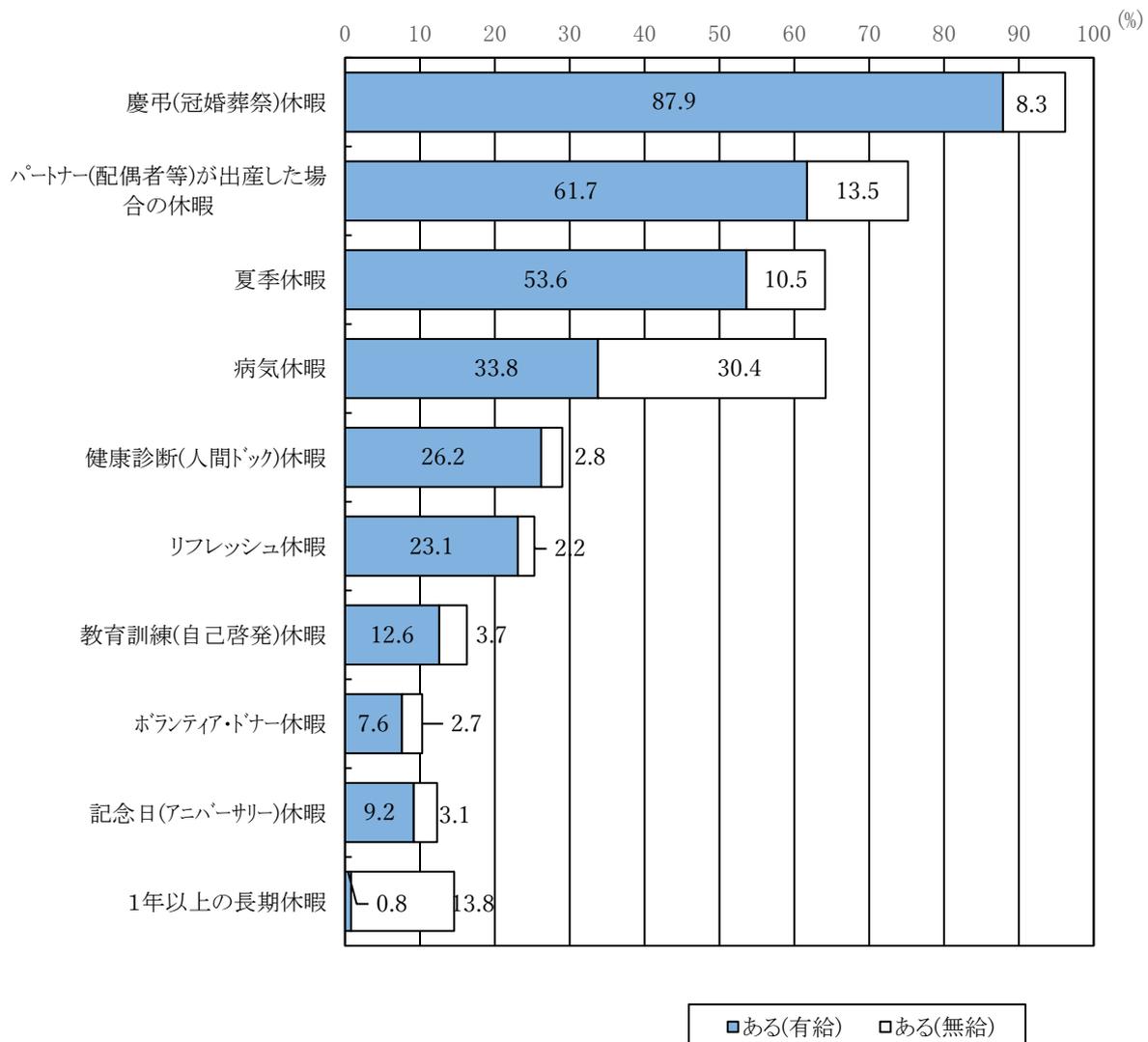
パートナー（配偶者等）が出産した場合の休暇：61.7%は有給休暇

従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

パートナー（配偶者等）が出産した場合の休暇は、75.2%（前年 75.5%）で導入されており、61.7%（同 63.3%）は有給となっている。

「夏季休暇」は、64.1%（同 59.8%）で導入しており、有給としている割合は53.6%（同 49.9%）となっている。「病気休暇」は、64.2%（同 65.1%）で導入しており、有給としている割合は33.8%（同 36.4%）となっている。（図15）

図15 多様な休暇制度

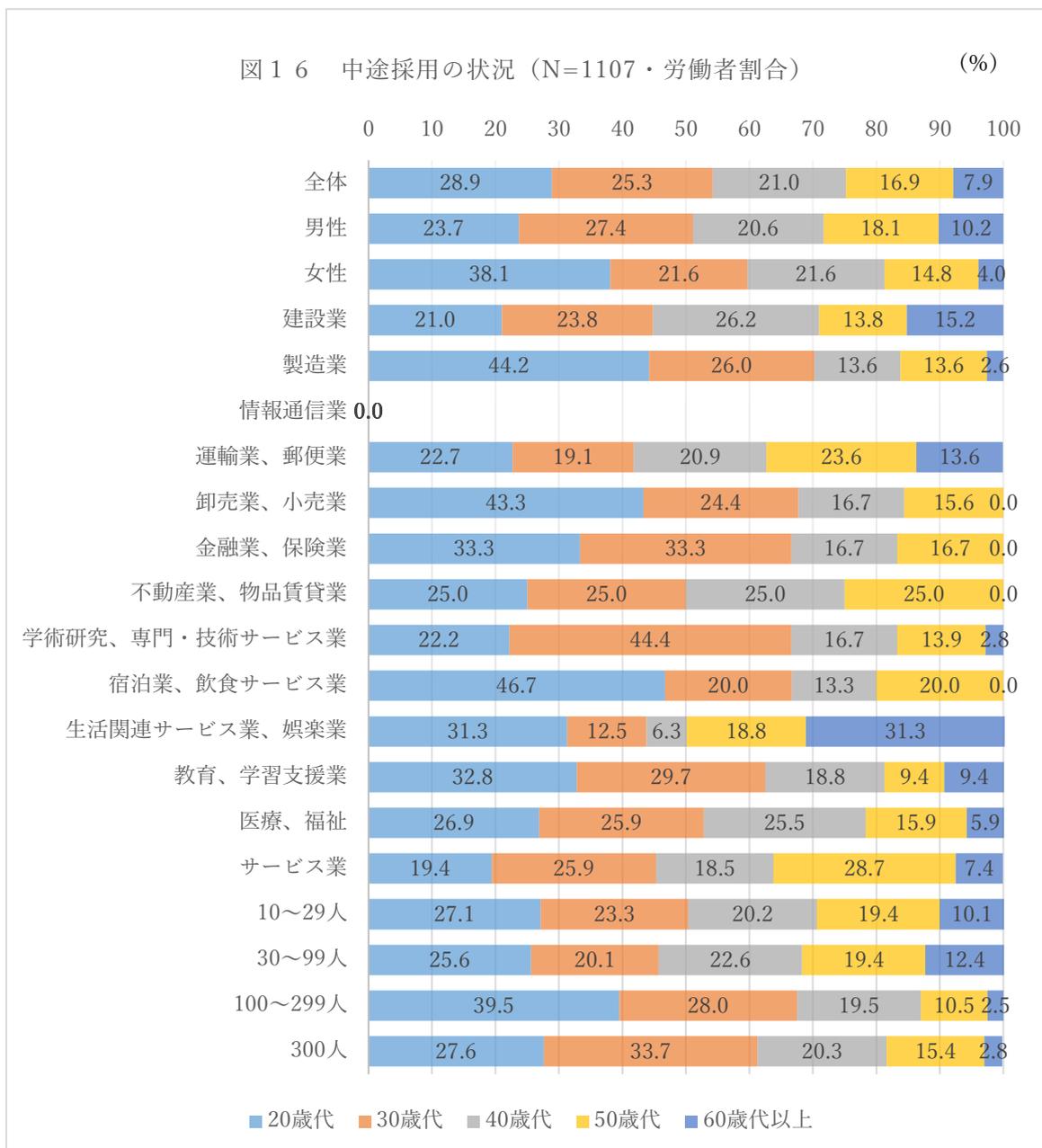


1.5 中途採用

20歳代の中途採用者は28.9%

令和4年度(1年間)に正社員として中途採用した従業員を年代別にみると、20歳代が28.9%、30歳代が25.3%、40歳代が21.0%、50歳代が16.9%、60歳以上が7.9%となっている。

なお、中途採用を実施した事業所の割合は50.9%(前年46.1%)となっている。
年代別の採用割合を見ると、「学術研究、専門・技術サービス業」では、30歳代が44.4%となっている。(図16)

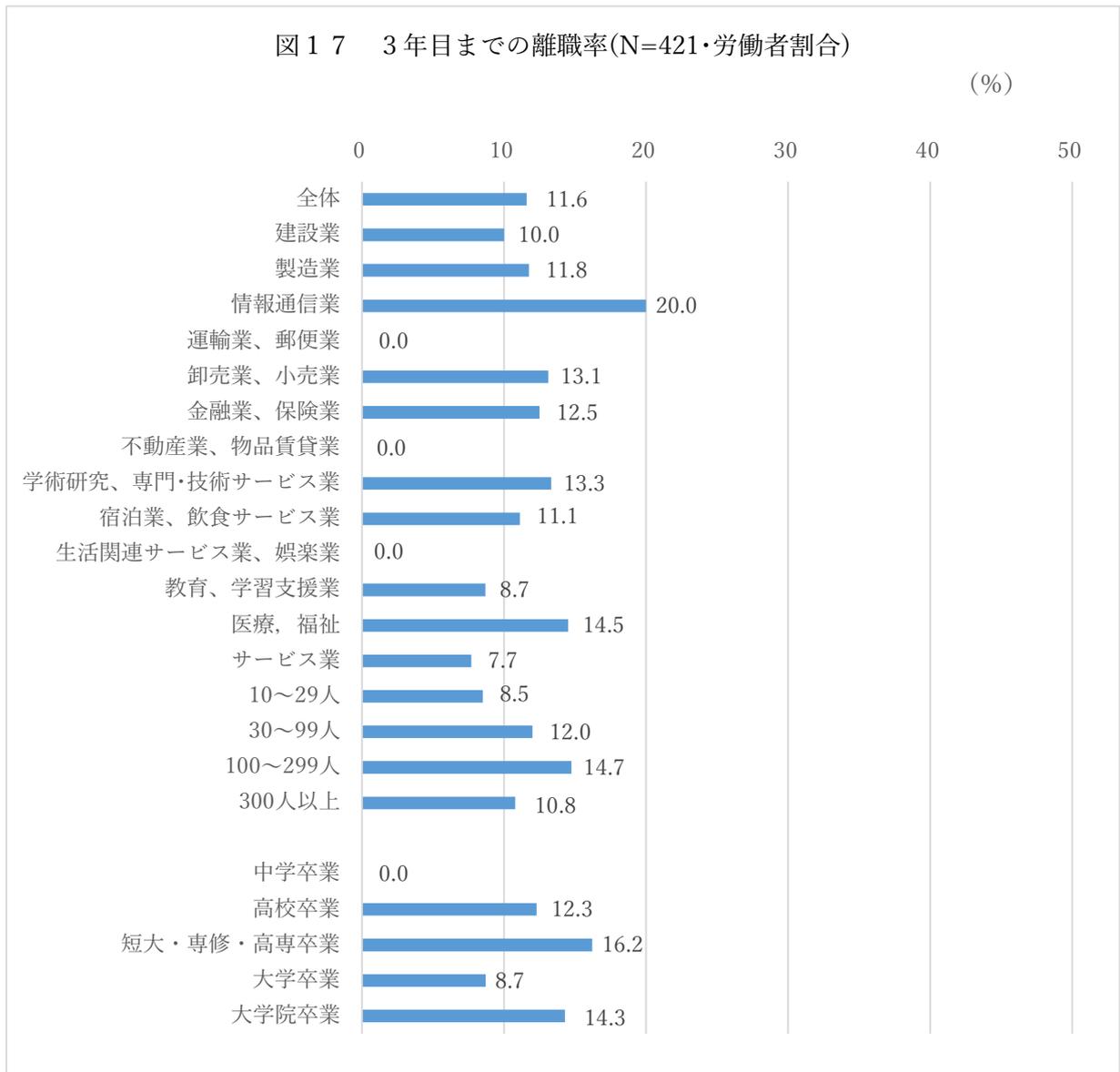


16 新規学卒者の採用者・離職者

令和2年3月新規学卒者の3年離職率は全体で11.6%

令和2年3月新規学卒者が入社3年目までに離職した人数は、全体で11.6%であった。業種別では「情報通信業」で20%の離職率となった。

学歴別では大学卒業で離職率が低い結果となった。（図17）



1.7 高齢者雇用安定法への取組み

定年制度がある事業所は 93.3%

定年制度があるとした事業所は 93.3% (前年 95.9%) であった。定年年齢では、60 歳が 64.4%、61～64 歳が 3.4%、65 歳以上が 31.1%となっている。(表 1.4)

また、65 歳までの雇用確保措置(義務)及び 70 歳までの就業確保措置(努力義務)については、継続雇用制度(再雇用や勤務延長)を講じている割合が高い。(図 1.8、図 1.9)

表 1.4 定年制度と定年年齢 (N=506)

(単位: %)

		あり						なし
			60歳	61～ 64歳	65 歳	66～ 69歳	70歳 以上	
全 体		93.3	64.4	3.4	27.3	2.3	1.5	6.7
産 業 分 類	建設業	97.4	51.4	2.7	40.5	1.4	1.4	2.6
	製造業	94.5	65.4	3.8	26.9	1.9	1.9	5.5
	情報通信業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業、郵便業	92.1	60.0	0.0	34.3	2.9	2.9	7.9
	卸売業、小売業	90.9	77.8	2.2	17.8	1.1	0.0	9.1
	金融業、保険業	100.0	88.2	5.9	0.0	5.9	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	83.3	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	16.7
	学術研究、専門・技術サービス業	85.0	70.6	11.8	17.6	0.0	0.0	15.0
	宿泊業、飲食サービス業	88.5	65.2	0.0	26.1	0.0	8.7	11.5
	生活関連サービス業、娯楽業	88.9	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	11.1
	教育、学習支援業	96.2	60.0	12.0	24.0	4.0	0.0	3.8
医療、福祉	93.3	55.4	2.4	32.5	6.0	1.2	6.7	
サービス業	95.2	65.0	2.5	30.0	0.0	2.5	4.8	
規 模 分 類	10～29人	87.3	54.0	2.2	39.4	3.6	0.7	12.7
	30～99人	93.3	65.8	2.7	22.5	2.7	3.6	6.7
	100～299人	95.6	72.4	4.6	23.0	0.0	0.0	4.4
	300人以上	98.6	68.6	4.4	21.9	2.2	1.5	1.4

図18 雇用確保措置（65歳まで）
(N=506)

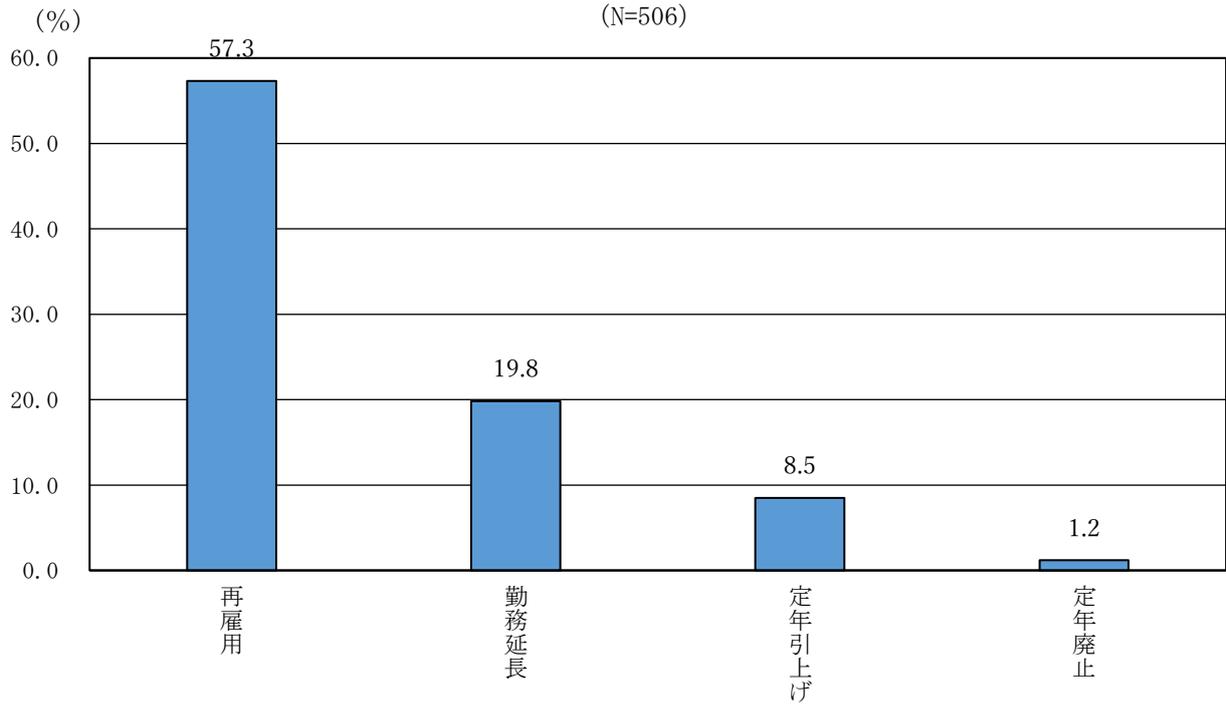
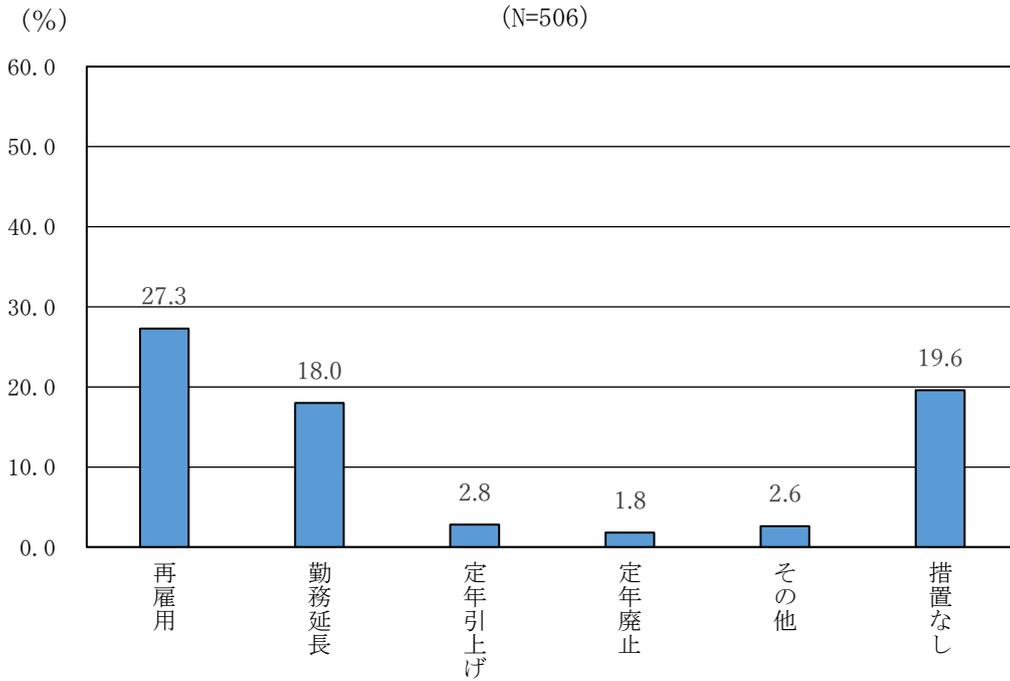


図19 就業確保措置（70歳まで）
(N=506)



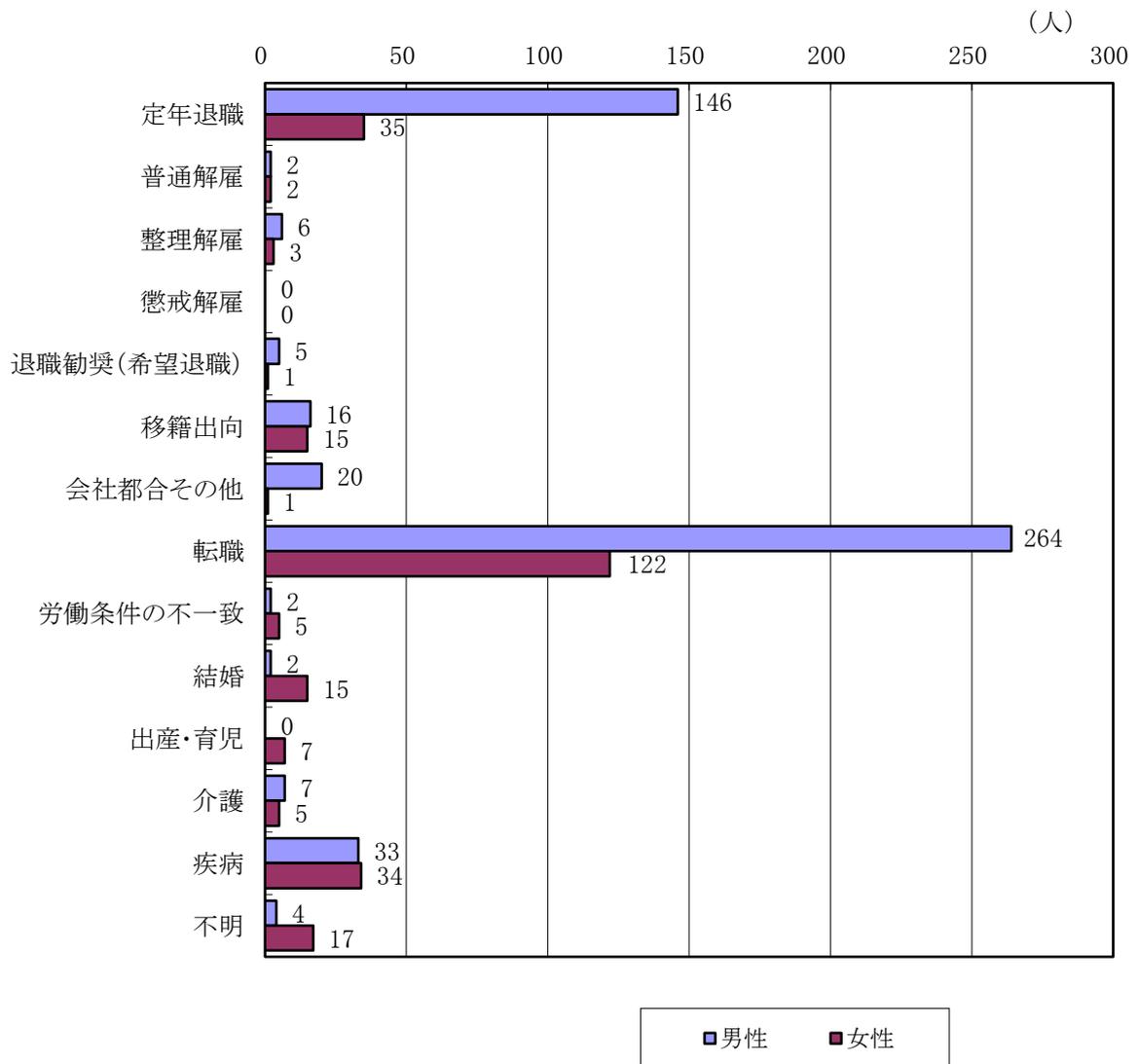
18 退職者の状況

退職理由 男性、女性ともに「転職」

令和4年度中に退職した労働者の退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」（758人）は計数から除外する。

男性労働者、女性労働者ともに退職理由は、「転職」が最も多く、次いで「定年退職」、「疾病」となっている。（図20）

図20 令和4年度の理由別退職者数(N=1,527)



19 外国人労働者及び外国人技能実習生

外国人を受け入れている事業所は 13.1%

外国人労働者等を受け入れている事業所は 13.1%（前年 11.2%）となっている。
産業別に見ると、「製造業」が 29.1%（同 29.8%）と割合が高い。（表 15）

表 15 外国人労働者及び外国人技能実習生（N=505・事業所割合）

		外国人労働者及び外国人技能実習生の有無										
		いない (%)	いる (%)	技能実習生			特定技能			その他外国人		
				事業 所数	人 数	事業所 平均(人)	事業 所数	人 数	事業所 平均(人)	事業 所数	人 数	事業所 平均(人)
全 体		86.9	13.1	22	120	5.5	10	58	5.8	34	125	3.7
産 業 分 類	建 設 業	86.5	13.5	6	21	3.5	2	4	2.0	3	5	1.7
	製 造 業	70.9	29.1	11	90	8.2	4	44	11.0	5	17	3.4
	情 報 通 信 業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	運 輸 業、郵 便 業	97.4	2.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1	3	3.0
	卸 売 業、小 売 業	92.9	7.1	0	0	0.0	1	5	5.0	4	6	1.5
	金 融 業、保 険 業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	95.2	4.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1	2	2.0
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	76.9	23.1	2	2	1.0	0	0	0.0	4	34	8.5
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	88.9	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教 育、学 習 支 援 業	76.9	23.1	0	0	0.0	1	2	2.0	5	42	8.4
	医 療、福 祉	86.8	13.2	3	7	2.3	2	3	1.5	8	11	1.4
	サ ー ビ ス 業	85.4	14.6	0	0	0.0	0	0	0.0	3	5	1.7
規 模 分 類	10～29 人	87.3	12.7	6	22	3.7	3	5	1.7	12	19	1.6
	30～99 人	85.8	14.2	6	47	7.8	4	12	3.0	7	23	3.3
	100～299 人	81.5	18.5	7	37	5.3	3	41	13.7	8	51	6.4
	300 人以上	91.1	8.9	3	14	4.7	0	0	0.0	7	32	4.6

20 障害者の雇用

障害者を雇用している事業所は36.2%

障害者を雇用している事業所は全体の36.2%（前年30.6%）となっている。

産業別では、「医療、福祉」が52.7%（同32.1%）と最も割合が高く、次いで、「運輸業、郵便業」が47.4%（同20.0%）が高くなっている。

規模別では、「56～99人」の事業所が52.4%と最も高い。（表16、図21）

表16 障害者の雇用状況（N=503）

		障害者の雇用状況(事業所、%)			
		雇用していない		雇用している	
		事業所数	構成比	事業所数	構成比
全 体		321	63.8	182	36.2
産 業 分 類	建設業	49	64.5	27	35.5
	製造業	37	67.3	18	32.7
	情報通信業	3	100.0	0	0.0
	運輸業、郵便業	20	52.6	18	47.4
	卸売業、小売業	69	71.1	28	28.9
	金融業、保険業	12	70.6	5	29.4
	不動産業、物品賃貸業	3	60.0	2	40.0
	学術研究、専門・技術サービス業	15	71.4	6	28.6
	宿泊業、飲食サービス業	19	73.1	7	26.9
	生活関連サービス業、娯楽業	6	75.0	2	25.0
	教育、学習支援業	18	69.2	8	30.8
	医療、福祉	43	47.3	48	52.7
サービス業	27	67.5	13	32.5	
規 模 分 類	10～29人	128	81.5	29	18.5
	30～55人	35	60.3	23	39.7
	56～99人	30	47.6	33	52.4
	100～299人	53	58.9	37	41.1
	300人以上	75	55.6	60	44.4

図21 障害者を雇用している事業所の推移

